

西いぶり広域連合監査公表第2号

令和6年度に実施した監査の結果に基づき講じた措置の内容について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和7年3月31日

西いぶり広域連合監査委員 杉 本 久佐男

西いぶり広域連合監査委員 五十嵐 篤 雄

西 広 総 第 4 6 7 号

令 和 7 年 3 月 4 日

西いぶり広域連合監査委員 杉 本 久佐男 様

西いぶり広域連合監査委員 五十嵐 篤 雄 様

西いぶり広域連合長 青 山 剛

措置状況報告について

監査結果報告書の監査結果に基づき講じた措置の内容について、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり報告します。

地方自治法第 199 条第 14 項に基づく
措置状況報告書

報告提出年月日 令和 7 年 3 月 4 日

措置部課名 西いぶり広域連合事務局 総務課

指摘事項【令和 6 年度監査結果報告書】定期監査

・手数料の契約事務について

手数料の契約事務について監査したところ、1 件の予定価格が 30 万円以上の随意契約について、2 人以上の者から見積書を徴しなければならないところ、1 人の者から見積書を徴していたものが見受けられた。

西いぶり広域連合契約に関する規則第 2 条に基づき準用している、室蘭市契約に関する規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

措置状況 ※措置年月日を記入してください。

契約事務について、「契約に関する規則」のほか契約に係る事務取扱要領などを確認し、令和 7 年 1 月 28 日から、適正な事務の執行に努めている。

今後同じ誤りを繰り返すことのないよう、決裁の過程において、「契約に関する規則」のほか事務取扱要領やチェックリストなどによる確認を徹底することとし、チェック体制を強化した。

※ 報告書は、1 件 1 葉で提出してください。